

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月20日

青森県知事殿

提出者

住所 青森県上北郡おいらせ町立蛇71番地

氏名 株式会社 柏崎組

代表取締役社長 柏崎尚久

電話番号 0178-50-6511(代)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 柏崎組
事業場の所在地	〒039-2135 青森県上北郡おいらせ町立蛇71番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

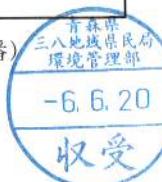
当該事業所において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合工事業			
② 事業の規模	元請完成工事高 1,270,000千円			
③ 従業員数	52名			
④ 産業廃棄物の一連の処理工程	発生源	廃棄物	処理・処分	
	工事現場 (土木・建築) *マニフェスト発行	汚泥 コンクリートがら アスファルトがら 木くず 金属くず 石膏ボード 紙くず 廃プラスチック ガラス	埋立処分(管理型) 中間処理施設 中間処理施設 中間処理施設 中間処理施設 中間処理施設 中間処理施設 中間処理施設 中間処理施設	再生碎石 再生合材 チップ(燃料) 再利用 石膏ボード原料 古紙 固形燃料 埋立処分(安定型)

*収集運搬許可業者と契約、委託

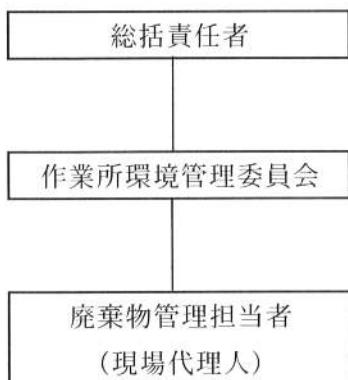
*産廃処分許可業者と契約、委託

(日本工業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



- ・廃棄物の処理方針の決定
- ・管理組織の整備
- ・廃棄物処理に関する検討
- ・廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進
- ・計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項の検討
- ・社員、関連会社に対する教育・啓発
- ・廃棄物処理計画の作成
- ・委託契約の締結
- ・マニフェストの交付・管理
- ・処理業者の監督、処理状況の確認、処理実績の記録・保管
- ・監督官庁への各種報告

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和5年度）実績】		別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類			
	排出量	t	t	
①現状				
②計画				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	当社が受注した工事現場から発生した産業廃棄物は、コンクリート塊、アスファルト塊、木くず、廃アス、汚泥、ガラス等がある。これら全ては、中間処理業者又は最終処理業者へ委託し処分を行っている。
②計画	処理業者へ依頼するにあたって事前の現地確認（処理状況、維持管理状況、周辺状況）と定期的な確認を実施する。 マニフェスト伝票の管理・保管の徹底をはかる。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 【前年度（令和5年度）実績】

廃棄物の種類	建設汚泥	コクリートがら	アスファルトがら	木くず	金属くず	廃石膏ボード	紙くず	廃プラスチック	ガラス・陶磁器	混合 (安定型)	石綿含有 廃棄物	合計
排出量	25.51	342.83	649.96	299.10	3.77	1.67	0.22	19.83	2.26	4.71	2.63	1,352.49

取組

- ・発生した産業廃棄物は、処理業者に委託する場合であっても収集運搬業者から処分に至るまで確認的確に管理する。
- ・最終処分量の削減、再生利用の拡大についてできる限り努力する。

②計画 【目標】

廃棄物の種類	建設汚泥	コクリートがら	アスファルトがら	木くず	金属くず	廃石膏ボード	紙くず	廃プラスチック	ガラス・陶磁器	混合 (安定型)	石綿含有 廃棄物	合計
排出量	100.00	1,200.00	1,000.00	150.00	10.00	2.00	18.00	10.00				2,500.00

取組

- ・産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ・可能な限り現場内処理に努め、産業廃棄物排出の抑制に努める。
- ・廃棄物の適正な処理により、再生資源の有効活用を検討する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
①現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
②計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
①現状	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
②計画	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
		産業廃棄物の種類		
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類		
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
	①現状	【前年度（令和5年度）実績】		別紙のとおり
		産業廃棄物の種類		
		全処理委託量		
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 【前年度（令和5年度）実績】

廃棄物の種類	建設汚泥	コククリートがら	アスファルトがら	木くず	金属くず	砕石膏ボード	紙くず	廃プラスチック	ガラス・陶磁器	混合（安定型）	石綿含有廃棄物	合計	単位 t
全処理委託量	25.51	342.83	649.96	299.10	3.77	1.67	0.22	19.83	2.26	4.71	2.63	1,352.49	
優良認定処理業者への 処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
再生利用業者への 処理委託量	0	342.83	649.96	299.10	3.77	1.67	0.22	19.83	2.26	4.71	2.63	1,352.49	
認定熱回収業者への 処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
認定熱回収業者以外への 熱回収を行う業者への 処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00

取組

- ・コククリートがら、アスファルトがら、金属くずは、それぞれ再生骨材、再生合材として再利用される。
- ・木くずは、破碎しチップにしてボイラー燃料、廃プラスチックは、固体燃料として再利用される。
- ・紙くずは、古紙として再利用される。
- ・石膏ボードは、石膏ボードの原料として再利用される。
- ・ガラス・陶磁器は埋立処分（安定型）、建設汚泥は埋立処分（管理型）される。

(第5面)

【目標】		別紙のとおり	
産業廃棄物の種類			
全処理委託量			
優良認定処理業者への 処理委託量		t	t
再生利用業者への 処理委託量		t	t
認定熱回収業者への 処理委託量		t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	t
②計画			
※事務処理欄			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

②計画 【目標】

							単位 t			
廃棄物の種類	建設汚泥	コケリートがら	アスファルトがら	木くず	金属くず	石膏ボート	紙くず	廃プラスチック	ガラス・陶磁器	合計
全処理委託量	100.00	1,200.00	1,000.00	150.00	10.00	10.00	2.00	18.00	10.00	2,500.00
優良認定処理業者への 処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
再生利用業者への 処理委託量	0	1,200.00	1,000.00	150.00	10.00	10.00	2.00	18.00	10.00	2,400.00
認定熱回収業者への 処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
認定熱回収業者以外への 熱回収を行う業者への 処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00

取組

- ・社内管理体制の整備をはかり長期的、計画的な処理・管理に努める。
- ・作業所における処理実績を把握し、記録するとともに委託処理した契約書、マニフェストを整理保管する。
- ・現場において再生利用や減量化をはかり収集運搬、処理が適正に行われるよう具体的な処理計画を作成する。
- ・今後、優良認定処理業者及び認定熱回収業者へ積極的に処理委託を推進する。

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「-」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。